

- 1 「事業者集中申告の基準に関する国務院の規定」
- 2 「中国内陸部及び香港特別行政区の裁判所による民商事案件判決の相互承認及び執行に関する最高人民法院の取り決め」
- 3 「浦東新区総合的改革の試験的に実施する方案（2023－2027）」
- 4 「中国で就労・生活する外国籍のビジネスマンのためのガイドブック（2024年版）」

1. 「事業者集中申告の基準に関する国務院の規定」

国務院は、「事業者集中申告の基準に関する国務院の規定」（以下「本規定」という。）を公布し、2024年1月22日より施行することにした。本規定では、事業者集中の申告基準が取り上げられ、以下のいずれかの基準を満たした場合、係る事業者は予め国務院独禁法執行機関に申告する必要がある、申告しなければ事業者集中を実施してはならないとされている。

- (1) 事業者集中に参加するすべての事業者の直近会計年度の全世界における売上高が合計120億人民元を超えて、且つそのうち少なくとも2つの事業者の直近の会計年度の中国域内における売上高はいずれも8億元を超えた場合
 - (2) 事業者集中に参加するすべての事業者の直近の会計年度の中国域内における売上高が合計40億人民元を超えて、且つそのうち少なくとも2つの事業者の直近の会計年度の中国域内における売上高はいずれも8億元を超えた場合
- また、事業者集中の申告基準を満たしていなくても、当該事業者集中によって競争を排除・制限する効果がある又はそういう恐れがある場合、国務院の独禁法執行機関がかかる事業者に対して申告を命令することができるとされている。

（国務院2024年1月22日公布、同日施行）

https://www.gov.cn/zhengce/content/202401/content_6928387.htm

2. 「中国内陸部及び香港特別行政区の裁判所による民商事案件判決の相互承認及び執行に関する最高人民法院の取り決め」

最高人民法院は2024年1月26日にHPにて2019年1月18日付で香港律政司と締結した「『中国内陸部及び香港特別行政区の裁判所による民商事案件判決の相互承認及び執行に関する最高人民法院の取り決め』（以下は「本取決」という。）を公布し、同時1月29日から両地域では同時に施行予定である。

本取決は計23条から構成され、両地域では相互に承認及び執行する民商事案件の判決の範囲及び内容、承認・執行の申請プロセス及び方法、承認・執行を認めない状況、救済プロ

セス等に関して定めている。両地域で相互に承認及び執行する民商事案件の判決の範囲という、中国内陸部及び香港特別行政区の裁判所による民商事案件の発効判決、及び刑事案件における民事賠償に関する発効判決が含まれる。判決の意味について、中国内陸部では判決、裁定、調停調書、支払命令は含まれるが、保全裁定は含まれないとされて、香港特別行政区では判決、命令、判令、訴訟費用評定証明書は含まれるが、提訴禁止命令、臨時救済命令は含まれないとされている。判決の内容には、金銭に関するものと非金銭に関するものが含まれる。

一方、婚姻家事案件の一部、継承案件、特許侵害案件の一部、海事・海商案件の一部、破産案件、仲裁に関する案件等8種類の民商事案件の判決は本取決めの適用対象外となる民事判決として挙げられる。

（最高人民法院2024年1月26日公布、同年1月29日施行）

<https://enipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2755.html>

3. 「浦東新区総合的改革の試験的に実施する方案（2023－2027）」

中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁は2024年1月22日に、「浦東新区総合的改革の試験的に実施する方案（2023－2027）」（以下は「本方案」という。）を公布し、浦東新区のより高水準の改革開放をサポートし、社会主義現代化建設の牽引区の構築を目指すという目標としている。

本方案では、規則基準等の開放度を向上させること、科学技術イノベーション体制の完備、人材育成体制・メカニズムの改革促進、政府機能転換の促進等といった6つの面から23項の施策を打ち出した。具体的には、以下のものが注目されている。

- (1) 浦東新区における市場参入規制緩和の特別措置の制定・実施
- (2) 電信サービス、医療健康等サービスの消費市場参入規制について秩序を立てて緩和させることの検討

- (3) データリソースの保有権、データ加工使用权、データ製品経営権等権利の分離付与体制の構築の検討
 - (4) 浦東新区で登録された当事者の涉外商事紛争について自主的に浦東新区内で適用される特別の仲裁規則を約定することが可能とする体制構築の検討
 - (5) 取引決済、EC支払、カーボン取引、グリーン電力取引等の分野でデジタル人民元の試験的運用
 - (6) デジタル資産の管理、デジタル身分の国際的認証等の検討
 - (7) 資本市場による科学技術企業に対する上場融資、M&A等の制度の取り決めの充実化
 - (8) 重要な科学研究、交流、ビジネス、貿易などの活動を行うために浦東新区を訪れる外国人が長期数次有効のビザの発行
- (中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁2024年1月22日公布、同日施行)

https://www.gov.cn/zhengce/202401/content_6927503.htm

4. 「中国で就労・生活する外国籍のビジネスマンのためのガイドブック（2024年版）」

商務部は2024年1月25日に、「中国で就労・生活する外国籍のビジネスマンのためのガイドブック（2024年版）」（以下「本ガイドブック」という。）を発表した。

本ガイドブックでは、注意事項、日常生活サービス、中国での滞在・居住サービス、かかる社会サービスの4つから構成され、特に外国籍のビジネスマンが中国到着後に行う必要のある宿泊先の登記、ビザ、居留許可並びに就労許可の有効期限等を注意すべき事項として規定して、通信カード、銀行カード、モバイル決済、外貨両替、交通機関、宿泊等サービスの利用方法についても定めている。なお、本ガイドブックでは、外国籍のビジネスマンとして中国における社会保険の納付や個人所得税の納税に関する政策も明確にされた。

（商務部2024年1月25日公布、同日施行）

<http://images.mofcom.gov.cn/wzs/202401/20240125094949758.pdf>

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebashii.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。